

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 唐津秀夫

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 唐津秀夫

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)
イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区牛島町六番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注)上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	750,594	811,078	3,156,996
経常利益 (千円)	136,057	198,239	619,306
四半期(当期)純利益 (千円)	76,593	109,376	342,348
純資産額 (千円)	2,309,748	2,773,678	2,713,819
総資産額 (千円)	4,118,824	4,668,370	4,849,758
1株当たり純資産額 (円)	94,354.95	110,126.80	107,533.98
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3,791.74	5,414.17	16,947.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3,783.72	5,357.84	16,764.96
自己資本比率 (%)	46.3	47.7	44.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	290,120	124,108	481,097
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	491,039	20,181	949,476
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,687	53,397	94,165
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,388,859	1,642,726	1,840,413
従業員数 (名)	90	90	83

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	90
---------	----

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	90
---------	----

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額(千円)	前年同期比(%)
事業法人向け保証サービス	包括保証		
	売上高課金方式	123,387	103.8
	限度額課金方式	506,298	114.2
	個別保証	171,494	110.3
	小計	801,181	111.6
金融法人向け保証サービス	-	9,897	30.0
合計	-	811,078	108.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の報告セグメントは「信用保証事業」のみですが、上記ではより詳細に商品別に記載しております。なお、当該商品別の区分は前年同期から変更ありません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外経済の回復に伴う輸出の増加や企業の景況判断が改善するなど、緩やかな回復を示しつつあるものの、欧州の財政危機による海外景気下振れや為替変動による企業収益への影響が懸念されており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、企業の法的整理による倒産件数は減少傾向にある一方、本年6月には中小企業や小規模企業といった負債総額5,000万円未満での倒産件数が前年同月を上回り(帝国データバンク調べ)、中小企業や小規模企業の倒産件数は依然として高水準にあります。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。貸し倒れリスクをヘッジしたいという継続的なニーズに加え、景気が不透明な環境下においても取引の安定化を図りたいとする企業のニーズに積極的に対応することで新たな顧客層の開拓に取り組みました。また、独自の審査力を活かし低リスクの案件には低価格を提示するなど、顧客満足度を高めるサービスの実現を図りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における業績は、売上高811,078千円(前年同期比8.1%増加)、営業利益195,036千円(前年同期比45.6%増加)、経常利益198,239千円(前年同期比45.7%増加)、四半期純利益109,376千円(前年同期比42.8%増加)となりました。

商品別の業績は次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにつきましては、手形買取サービスを取り扱う手形買取ネットワークに昭和リース(株)及びエムジーリース(株)が新たに加わり、同サービスの取扱金融機関が拡大いたしました。また、新たに東京センチュリーリース(株)と業務提携を行ないました。これらの取り組みに加え、既存提携先との関係強化を図り、当社サービスに対する照会件数の増加につなげました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、801,181千円(前年同期比11.6%増加)となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにつきましては、金融機関に対する保証債務保証サービスをはじめとした多様な債権を保証する商品の活用を提案いたしました。前年度のような大口契約が無かったため、当該サービスに係る売上高は、9,897千円(前年同期比70%減少)となりました。

(2)財政状態の分析

資産の部

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて3.7%減少し、4,668,370千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.6%減少し、3,863,263千円となりました。これは、現金及び預金が197,686千円減少し、未収入金が16,184千円増加したことなどによりです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.8%増加し、805,106千円となりました。これは、有形固定資産が11,825千円増加したことなどによりです。

負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べて11.3%減少し、1,894,691千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて11.7%減少し、1,840,311千円となりました。これは、前受金が206,725千円、未払法人税が70,730千円減少したことなどによりです。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて5.2%増加し、54,379千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が3,129千円増加したことなどによります。

純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて2.2%増加し、2,773,678千円となりました。これは、利益剰余金が52,380千円増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ197,686千円減少し、1,642,726千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、124,108千円(前年同期比42.8%)となりました。主な減少要因は、前受金の減少206,725千円及び法人税等の支払額152,660千円であります。一方、主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益197,196千円及び保証履行引当金の増加37,443千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、20,181千円(前年同期は491,039千円の増加)となりました。主な減少要因は、有形固定資産取得による支出29,036千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、53,397千円(前年同期比200.1%)となりました。主な減少要因は、配当金の支払額53,092千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く環境として、企業の法的整理による倒産件数は減少傾向にある一方、中小企業や小規模企業の倒産件数は依然として高水準にあり、リスクヘッジに対する企業ニーズは底堅く推移するものと思われま。

当社グループはこうした見通しのもと、リスクに見合った適正な料率を設定し、新規顧客の拡大に取り組みます。顧客の企業規模に応じて柔軟に当社の保証商品をご利用していただけるよう、与信管理に関するコンサルティング営業を一層強化すると共に、簡易な保証契約申込手続きの導入や、特殊債権の保証など、顧客ニーズに適合する商品の提供を引き続き強化いたします。また、手形買取ネットワークの拡大や、既存業務提携先との関係強化等により、更なる販売基盤の強化に取り組み、信用リスク市場の顧客層を一層拡大してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,202	20,202	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	当社は単元株式数を 定めておりません。
計	20,202	20,202		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	528
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行

使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株である。

当社が株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ）又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた

場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成20年10月16日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～平成27年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分（新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{行使価額又は1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

任期中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成22年3月30日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	275,869(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年4月15日～平成30年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 275,869 資本組入額 137,935
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1)新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

- (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない、ただし、相続を除く。
- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5)譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6)その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		20,202		1,048,755		458,755

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,202	20,202	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	20,202		
総株主の議決権		20,202	

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	269,100	246,000	216,400
最低(円)	226,000	199,000	195,000

(注) 株価は、大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員 業務企画部管掌	取締役	執行役員 管理（経営管理部）管掌	馬場 豊吉	平成22年7月1日
取締役	執行役員 経営管理部管掌 兼経営管理部長	取締役	執行役員 経営管理部長	唐津 秀夫	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,492,726	3,690,413
売掛金	12,907	17,450
前払費用	¹ 279,647	¹ 282,777
繰延税金資産	49,311	49,311
未収入金	23,753	7,568
その他	4,916	3,535
流動資産合計	3,863,263	4,051,057
固定資産		
有形固定資産	² 52,129	² 40,303
無形固定資産	186,264	196,167
投資その他の資産		
投資有価証券	495,295	494,865
その他	71,417	67,365
投資その他の資産合計	566,713	562,230
固定資産合計	805,106	798,700
資産合計	4,668,370	4,849,758
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,817	70,834
未払法人税等	88,372	159,102
保証履行引当金	67,390	29,946
賞与引当金	37,961	40,322
前受金	³ 1,501,240	³ 1,707,965
その他	90,528	76,092
流動負債合計	1,840,311	2,084,265
固定負債		
役員退職慰労引当金	49,615	46,486
その他	4,764	5,186
固定負債合計	54,379	51,672
負債合計	1,894,691	2,135,938
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,048,755
資本剰余金	458,755	458,755
利益剰余金	717,271	664,891
株主資本合計	2,224,781	2,172,401
新株予約権	34,853	29,453
少数株主持分	514,043	511,964
純資産合計	2,773,678	2,713,819
負債純資産合計	4,668,370	4,849,758

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	750,594	811,078
売上原価	369,367	338,006
売上総利益	381,227	473,071
販売費及び一般管理費	247,300	278,035
営業利益	133,926	195,036
営業外収益		
受取利息	2,200	3,261
営業外収益合計	2,200	3,261
営業外費用		
支払利息	68	58
営業外費用合計	68	58
経常利益	136,057	198,239
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,042
特別損失合計	-	1,042
税金等調整前四半期純利益	136,057	197,196
法人税等	60,674	85,740
少数株主損益調整前四半期純利益	-	111,455
少数株主利益又は少数株主損失()	1,210	2,078
四半期純利益	76,593	109,376

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	136,057	197,196
減価償却費	3,787	13,904
株式報酬費用	3,912	5,400
保証履行引当金の増減額(は減少)	7,515	37,443
賞与引当金の増減額(は減少)	14,434	2,361
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,916	3,129
受取利息	2,200	3,261
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,042
売上債権の増減額(は増加)	386	4,542
仕入債務の増減額(は減少)	1,791	16,016
前払費用の増減額(は増加)	19,114	3,129
未収入金の増減額(は増加)	115,392	16,184
前受金の増減額(は減少)	150,470	206,725
その他	2,601	6,197
小計	110,391	27,437
利息の受取額	591	1,172
利息の支払額	68	58
法人税等の支払額	180,251	152,660
営業活動によるキャッシュ・フロー	290,120	124,108
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	500,000	-
有形固定資産の売却による収入	-	14,898
有形固定資産の取得による支出	6,176	29,036
無形固定資産の取得による支出	-	463
敷金の差入による支出	2,784	5,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	491,039	20,181
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	293	304
配当金の支払額	26,393	53,092
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,687	53,397
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	174,232	197,686
現金及び現金同等物の期首残高	2,214,627	1,840,413
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,388,859	1,642,726

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
繰延税金資産の算定方法	当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 32,572千円</p> <p>3 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p> <p>4 偶発債務 保証債務 102,921,170千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち94,102,710千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	<p>1 前払費用 同左</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 42,998千円</p> <p>3 前受金 同左</p> <p>4 偶発債務 保証債務 99,864,690千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち91,727,890千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 90,000千円</p> <p>賞与引当金繰入額 11,322千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 2,916千円</p>	<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 91,297千円</p> <p>賞与引当金繰入額 17,374千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 3,129千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金 2,988,859千円</p> <p>預入期間が3か月超の定期預金 600,000千円</p> <p>現金及び現金同等物 2,388,859千円</p>	<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金 3,492,726千円</p> <p>預入期間が3か月超の定期預金 1,850,000千円</p> <p>現金及び現金同等物 1,642,726千円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日
 至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,202

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当四半期連結 会計期間末残 高(千円)
			前連結会計 年度末	当四半期連 結累計期間 増加	当四半期連 結累計期間 減少	当四半期連 結会計期間 末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権						34,853
合計							34,853

(注)当第1四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間が到来していない新株予約権の残高は10,469千円であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	60,606	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

費用計上額及び科目名

1. 販売費及び一般管理費 5,400千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第5回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 200株
付与日	平成22年4月15日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	平成22年4月15日～平成25年4月14日
権利行使期間	平成25年4月15日～平成30年4月14日
権利行使価格(円)	275,869
付与日における公正な評価単価(円)	136,666

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
110,126.80円	107,533.98円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 3,791.74円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3,783.72円	1株当たり四半期純利益金額 5,414.17円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 5,357.84円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	76,593	109,376
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,593	109,376
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)		
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200	20,202
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	43	212
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		平成22年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権 なお、概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。